

## 原産地規則解釈例規の制定について

平成26年6月13日財関第598号  
改正 平成30年12月21日財関第1692号  
改正 平成31年3月30日財関第437号  
改正 令和2年3月31日財関第415号  
改正 令和2年12月11日財関第1088号  
改正 令和3年12月17日財関第919号  
改正 令和6年3月31日財関第258号  
改正 令和6年4月2日財関第325号

EPA等における原産地規則に係る規定の解釈について、別紙のとおり定め、平成26年7月1日より適用することとしましたので了知願いたい。

(別紙)

(関係協定等の略称)

この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）・・・・・・・・・・一般特惠
- (2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・・・シンガポール協定
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第8号）・・・・・・・・・・メキシコ協定
- (4) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第7号）・・・・・・・・・・マレーシア協定
- (5) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第8号）・・・・・・・・・・チリ協定
- (6) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）・・・・・・・・・・タイ協定
- (7) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約2号）・・・・・・・・・・インドネシア協定
- (8) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第6号）・・・・・・・・・・ブルネイ協定
- (9) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（平成20年条約12号）・・・・・・・・・・アセアン包括協定
- (10) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）・・・・・・・・・・フィリピン協定
- (11) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）・・・・・・・・・・スイス協定
- (12) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（平成21年条約第8号）・・・・・・・・・・ベトナム協定
- (13) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（平成23年条約第7号）・・・・・・・・・・インド協定
- (14) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年条約第2号）・・・・・・・・・・ペルー協定
- (15) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（平成26年条約第19号）・・・・・・・・・・オーストラリア協定
- (16) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」（平成27年条約第1号）・・・・・・・・・・モンゴル協定
- (17) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」・・・・・・・・TPP11協定
- (18) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」・・・・・・・・EU協定

- (19) 「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」・・・・・・・・・・米国協定
- (20) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」・・・・・・・・・・英国協定
- (21) 「地域的な包括的経済連携協定」・・・・・・・・・・RCEP協定

第1章（第1部から第4部関連）

- 1. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」の産品について

EU協定及び英国協定の附属書3-B第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」に当たる産品は関税率表第1517.90号-2-(2)「その他のもの」に当たる産品をいう。

- 2. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定及び英国協定の附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

第2章（第11部関連）

- 1. 第61類から第63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、産品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、産品が属する号（HS6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。また、産品の性状から、表裏の別なく使用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も産品に特性を与えていると認められる場合には、双方の面を産品の表側の生地として取り扱う。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、英国協定

- 2. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）の第50類から第56類に規定する「機械による作業」について

EU協定及び英国協定附属書3-Bの第50類から第56類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の繊維を精紡工程でさや状に巻き、付けた糸）やカバード

ヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイ、ル状に巻き付けた糸）を製造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。

3. EU 協定及び英国協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 11 部に規定する「紡績」の範囲について

EU 協定及び英国協定附属書 3－B の第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含むことに留意ありたい。

4. EU 協定及び英国協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 から注釈 8 に規定する第 11 部における許容限度について

EU 協定及び英国協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から注釈 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈 8－1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈 8－1 を適用し、価格ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈 8－1 が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、品目別原産地規則上「製品にすること（“making-up”）」が要件とされている第 61 類、第 62 類及び第 63 類第 1 節（第 63.01 項から第 63.06 項）である。
- (3) 注釈 7 の対象物品のうち、当該注釈を満たさない産品については、注釈 8－1 を満たす場合には原産品と認められる。
- (4) 注釈 7 に規定する「二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品」とは、産品全体で 2 種類以上の紡織用繊維を含む産品のことであり、複数の生地を使用している産品について、生地毎に 2 種類以上の紡織用繊維を含んでいる必要はない。
- (5) 注釈 8－3 は、「附属書 3－B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」とは、品目別原産地規則第 11 部の繊維及び繊維製品について、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含むことを意味する。

5. 英国協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 から注釈 8 に規定する第 11 部における許容限度について

英国協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から注釈 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈 8－2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」に関し、品目別原産地規則のうち生産工程の要件又は関税分類の変更の要件については当該構成部分のみを考慮

し、非原産材料の価額の要件については製品全体を考慮する。この場合、例えば「製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のE X Wの 50 パーセント又はF O Bの 45 パーセントを超えないことを条件とする。）」という規定では、「生産において使用される非原産材料の価額が製品のE X Wの 50 パーセント又はF O Bの 45 パーセントを超えないことを条件とする。」は製品全体を考慮し、「製品にすること（布の裁断を含む。）」は「関税分類を決定する構成部分」のみを考慮する。

- (2) 注釈 2 - 2 において、附属書 3 - B 表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する製品について適用することとされている。注釈 8 - 2 の適用に当たっては、附属書 3 - B 表一欄については製品全体を考慮し、同表二欄の品目別原産地規則については「関税分類を決定する構成部分」を考慮する。この場合、例えば第 62.02 項の製品であって「関税分類を決定する構成部分」以外の部分にししゅうした製品は、同表一欄においてししゅうした製品となり、当該製品に対応する同表二欄の品目別原産地規則を「関税分類を決定する構成部分」に適用する。
- (3) 注釈 7 - 2 から注釈 7 - 4 及び注釈 8 - 1 に規定する許容限度を適用する場合、注釈 8 - 2 の規定にかかわらず（「関税分類を決定する構成部分」のみならず）、製品全体を考慮する。

#### 6. EU 協定及び英国協定附属書 3 - A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 (d)における「なせん（独立の作業）」について

EU 協定及び英国協定の附属書 3 - A 注釈 6 (d)における「なせん（独立の作業）」において使用される非原産材料の価額の計算については、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額についても考慮する。当該取扱いは、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）においても最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）においても同様のものである。

### 第 3 章（その他の原産地基準等関連）

#### 1. 貨物の輸送又は一時蔵置時に原産品と非原産品を混合した場合の取扱いについて

- (1) 各経済連携協定における原産品として輸入申告される貨物については、積送基準の充足の観点から、原則として原産地証明書又は原産品申告書上に記載された貨物との同一性を維持しなければならない。
- (2) ただし、貨物の輸送又は一時蔵置上の都合等（以下、「貨物の輸送等」）により原産品と非原産品を混合した場合には、以下のすべてを満たすことを条件として、上記(1)の同一性は維持されているものとみなす。

イ 混合した原産品と非原産品が代替性のある同一貨物（成分・品質等において同等のものであり、商慣習上同一のものとして取引・輸送されるバルク貨物等）であること。

ロ 貨物の輸送等において混合以外の特段の作業が行われていないこと。

(3) なお、輸入申告の際に原産品として認める数量は、上記混合時に投入した原産品の数量が上限となる。

## 2. EU 協定及び英国協定附属書 3-A (品目別原産地規則の注釈) 注釈 3-3 の規定について

EU 協定及び英国協定の附属書 3-A 注釈 3-3 に規定する「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別原産地規則を満たすことが出来ない非原産材料については、産品の原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

EU 協定の附属書 3-B において、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

## 3. EU 協定及び英国協定第 3.6 条 2 (許容限度) について

EU 協定及び英国協定の第 3.6 条 2 に規定する「産品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書 3-B に定める要件において特定される非原産材料の最大価額(百分率で表示されるもの)を超える場合には、適用しない。」とは、附属書 3-B 第二欄において産品全体について非原産材料の最大価額が定められている場合だけでなく、特定の材料についてのみ当該価額が定められている場合においても、第 3.6 条 1 の許容限度は適用できないことを意味する。